

○小林委員のご発言（議事録 27 ページ）に対する委員からの補足意見

国土交通省が示している修繕積立金に関するガイドラインにおいて、実際の事例を収集してその平均値を示しているが、その値は、月当たりの㎡当たりの金額として示されている。この金額は、マンションの規模に応じて分けて示されているが、同一マンションの上層階と下層階というような形では分けていない、おそらく実態としても階によって㎡当たりの金額を変えている例はほとんどないのではないか。